

「造船技術審議会」運輸大臣の諮問に応じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。

「造船技術審議会」運輸大臣の諮問に応じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議

造船業合理化審議会 運輸大臣の諮問に応じて造船に関する事業の合理化に関する重要事

項を調査審議すること。

に改め、同表中ホテル審議会の項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（昭和二十五年四月二十一日公布）

（昭和二十五年四月二十一日公布）



理由

運輸省に置かれる審議会の整理等のため、運輸省設置法の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



Law concerning Settlement of Claims of the State  
other than Tax Claims and Loan Claims

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に  
関する法律案



租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、租税債権及び貸付金債権以外の国の債権で、その債務者が無資力のため当該債権に係る収入金を納付することが著しく困難であると認められるものの処理を適切ならしめることを目的とする。

(定期貸又はすえ置貸としての整理)

第二條 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)又はその委任を受けた官吏(以下「各省各庁の長等」という。)は、租税債権及び貸付金債権以外の国の債権で、その債務者が無資力のため当該債権に係る収入金を納付することが著しく困難であると認められるものがあるときは、当該債権を分割して定期に



返済させる貸付金債権（以下「定期貸債権」という。）又は債務者の資力が回復した時に返済させる貸付金債権（以下「すえ置貸債権」という。）とすることができ、

（引継）

第三條 各省各庁の長等は、前條の規定により国の債権を定期貸債権又はすえ置貸債権としたときは、政令で定めるところにより、当該債権を大蔵大臣に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、当該債権が特別会計に属するものであるときは、各省各庁の長等は、前項の規定にかかわらず、当該債権を大蔵大臣に引き継がないことができる。

（管理）

第四條 大蔵大臣は、前條第一項の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権を各省各庁の長等から引き継いだときは、政令で定めるところにより、当該債権を管理しなければならない。

2 前條第二項の規定により引継をしない特別会計に属する定期貸債権又はすえ置貸債権



は、当該特別会計を管理する各省各庁の長が管理しなければならない。

(管理の事務の委任) 第五條の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権を管理する者(以下「管理者」という。)は、

第五條前條の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権を管理する者(以下「管理者」という。)は、

と当該債権の管理に関する事務の一部を他の官吏に委任することができる。

(條件の変更) 入金の納付が滞り、或は他の事由(第四十四條第五十八條)により、

第六條の管理者は、その管理に係る定期貸債権又はすえ置貸債権について、債務者の資力が回復

し、又はその資力の状況が悪化した場合において、当該債権を保全し、及び当該債権に係る收

入金の納付を容易ならしめるため必要があると認められるときは、その貸付の条件を変更する

ことができる。

(債務の免除) 債務者が破産するときは、

第七條 管理者は、その管理に係る定期貸債権又はすえ置貸債権が、左の各号に掲げる場合に該



相当し、且つその債務者の資力が回復の見込がないと認められるときは、当該債権について、その債務者の債務を免除することができる。

一 定期貸債権にあつては、最後の返済の期日から十年を経過した場合

二 金すえ置貸債権にあつては、すえ置貸にした日から二十年を経過した場合の期日を算定する

「附則」の資力の計算は、その債権の発生時を以て、当該債権の発生時とする。

一 六この法律は、公布の日から施行する。貸付債権又は金すえ置貸債権の発生時を以て、債権者の資力の計算は、当該債権の発生時とする。

2 租税外諸収入金整理に関する法律(明治四十四年法律第五十八号)は、廃止する。

3 三この法律施行の際現に旧租税外諸収入金整理に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により定期貸又はすえ置貸とされている債権は、第二條の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権にされたものとし、第七條の規定の適用については、当該債権が旧法の規定により定期貸又はすえ置貸とされた日において、第二條の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権とされたもの



とみなす。

4 この法律施行の際現に旧法の規定により都道府県知事が管理している定期貸又はすえ置貸の債権は、第三條第一項の規定により大蔵大臣に引き継がれたものとする。

5 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)」

を「政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)、  
租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律(昭和二十六年法律第 号)」

に改める。



## 理由

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権で、債務者の無資力のために当該債権に係る収入金を納付させることが困難なるものの整理を図るため、従前の租税外諸収入金整理に関する法律を廃止し、当該債権を定期貸又はすえ置貸とし、その条件の変更及び債務の免除をすることができることとするとともに、当該債権の管理を適切ならしめる措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



Law concerning Settlement of Claims of the State  
other than Tax Claims and Loan Claims

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に  
関する法律案



租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、租税債権及び貸付金債権以外の国の債権で、その債務者が無資力のため当該債権に係る収入金を納付することが著しく困難であると認められるものの処理を適切ならしめることを目的とする。

(定期貸又はすえ置貸としての整理)

第二條 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)又はその委任を受けた官吏(以下「各省各庁の長等」という。)は、租税債権及び貸付金債権以外の国の債権で、その債務者が無資力のため当該債権に係る収入金を納付することが著しく困難であると認められるものがあるときは、当該債権を分割して定期に



返済させる貸付金債権（以下「定期貸債権」という。）又は債務者の資力が回復した時に返済させる貸付金債権（以下「すえ置貸債権」という。）とすることができる。

（引継）

第三條 各省各庁の長等は、前條の規定により国の債権を定期貸債権又はすえ置貸債権としたときは、政令で定めるところにより、当該債権を大蔵大臣に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、当該債権が特別会計に属するものであるときは、各省各庁の長等は、前項の規定にかかわらず、当該債権を大蔵大臣に引き継がないことができる。

（管理）

第四條 大蔵大臣は、前條第一項の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権を各省各庁の長等から引き継いだときは、政令で定めるところにより、当該債権を管理しなければならない。

2 前條第二項の規定により引継をしない特別会計に属する定期貸債権又はすえ置貸債権



は、当該特別会計を管理する各省各庁の長が管理しなければならぬ。

(管理の事務の委任) 前条の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権を管理する者(以下「管理者」という。)は、

第五條 前條の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権を管理する者(以下「管理者」という。)は、

当該債権の管理に関する事務の一部を他の官吏に委任することができる。

(条件の変更) 入金滞り等により、債権の回収が困難な場合(第四十四条第五十八号)は、

第六條 管理者は、その管理に係る定期貸債権又はすえ置貸債権について、債務者の資力が回復

し、又はその資力の状況が悪化した場合において、当該債権を保全し、及び当該債権に係る收

入金の納付を容易ならしめるため必要があると認められるときは、その貸付の条件を変更する

ことができる。ただし、最長の返済の期日及び十平を超過しない場合

(債務の免除) 債務者が破産したときは、

第七條 管理者は、その管理に係る定期貸債権又はすえ置貸債権が、左の各号に掲げる場合に該



然し、且つその債務者の資力が回復の見込がないと認められるときは、当該債権についてその債務者の債務を免除することができる。

三、定期貸債権にあつては、最後の返済の期日から十年を経過した場合

ニ、金すえ置貸債権にあつては、すえ置貸にした日から二十年を経過した場合の効力を喪失する

ノ、附則の資力の対抗事由は、前条の資力の対抗事由に準ずる

第六の法律は、公布の日から施行する。貸付金又は金すえ置貸債権の効力を喪失する

2 (租税外諸収入金整理に関する法律(明治四十四年法律第五十八号)は、廃止する。

3 前条の法律施行の際現に旧租税外諸収入金整理に関する法律(以下「旧法」という。)の規定によ

る定期貸又は金すえ置貸とされている債権は、第三條の規定により定期貸債権又は金すえ置貸債権

にされたものとし、第七條の規定の適用については、当該債権が旧法の規定により定期貸又は

金すえ置貸とされた日において、第三條の規定により定期貸債権又は金すえ置貸債権とされたもの



とみなす。

4 この法律施行の際現に旧法の規定により都道府県知事が管理している定期貸又はすえ置貸の債権は、第三條第一項の規定により大蔵大臣に引き継がれたものとする。

5 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)」

を「政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律(昭和二十六年法律第 号)」

に改める。



## 理由

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権で、債務者の無資力のために当該債権に係る収入金を納付させることが困難なるものの整理を図るため、従前の租税外諸収入金整理に関する法律を廃止し、当該債権を定期貸又はすえ置貸とし、その条件の変更及び債務の免除をすることができるとするとともに、当該債権の管理を適切ならしめる措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



Law No.

Bill for Partial Amendments to the Ministry of Agriculture and  
Forestry Establishment Law, etc. for Adjustment, etc. of Councils

審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を  
改正する法律案



審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律

(農林省設置法の一部改正)

第一條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 地方支分部局(第三十五條―第四十二條)」を「第三節 地方支分部局(第三十五條―第四十三條)」に改め、「第五章 公団(第七十六條)」を削る。

第四條第十三号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同條第十四号中「及びその生産(加工及び修理を含む。)」出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること」を削り、同條第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の生産(加工及び修理を含む。)、讓渡若しくは引渡を命じ、又はこれらの行為を制限し、若しくは禁止すること。



十六 削除

第四條第二十二号を次のように改める。

二十二 削除

第四條第二十九号中「価格、」を削り、同條第四十六号中「主要食糧」を「食糧」に改める。

第八條第一項第十二号を削る。

第十三條中「農事改良実験所」及び「農業機械指導所」を削る。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條及び第二十條 削除

第二十二條第一項第三号中「配布及び検定」を「及び配布」に、第二十五條第一項中「農林畜水産物及び食料品」を「農林畜水産物、飲食料品及び油脂」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第五項を削る。



2

輸出品検査所は、東京都に置く。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

第三十條第二項の表の京都競馬事務所の部の管轄競馬場の欄中「京都」を「中京、京都」に、第三十三條第一項第二号中「種卵及び種ばち」を「種卵、種ばち及び家畜人工授精用精液」に改める。

第三十四條第一項の表中農林金融改善特別融通損失審査会、中央農業調整審議会及び中央農地委員会議の部を削り、同表の中央作況決定審議会の部中「主要食糧」を「農作物」に改める。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 削除

第四十八條中第八号を削り、第九号を第八号とする。



第六十一條第四号及び第五号中「木材その他の林産物」を「木材、薪炭その他の林産物及び加工炭」に改め、同條中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第六十二條中第四号を第五号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 林道に関する指導監督を行うこと。

第六十三條中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第六十五條第一項の表中社寺保管林処分審査会の部を削り、同條第二項中「社寺保管林処分審査会、」及び「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律、」を削る。

第五章を削る。

(農林中央金庫特別融通及損失補償法の一部改正)

第二條 農林中央金庫特別融通及び損失補償法(昭和七年法律第三十二号)の一部を次のように改



正する。

第六條第一項中「農林金融改善特別融通損失審査会」を「主務大臣」に改め、同條第二項を削る。

(農村負債整理資金特別融通及損失補償法の一部改正)

第三條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法(昭和十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「農林金融改善特別融通損失審査会」を「主務大臣」に改め、同條第二項を削る。

(臨時農村負債処理法の一部改正)

第四條 臨時農村負債処理法(昭和十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條中「農林金融改善特別融通損失審査会」を「主務大臣」に改める。

(農地調整法の一部改正)

第五條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。



第九條ノ八第二項中「中央農地委員会議」を「主務大臣」に改め、同條第四項を削る。

六

(自作農創設特別措置法の一部改正)

第六條 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号及び第三号、同條第三項、第二十七條第二項並びに第四十條の二第一項第二号及び第三号中「中央農地委員会議」を「主務大臣」に改め、第四十七條第三項及び第四項中「又は中央農地委員会議」を削る。

(漁港法の一部改正)

第七條 漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「三年」を「二年」に改め、同條第三項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第三項の規定は、昭和二十六年四月一日か



ら適用する。

2 社寺保管林処分審査会については、第一條の規定にかかわらず、昭和二十六年九月三十日まで、なお従前の例による。

3 昭和二十六年三月三十一日において現に農事改良実験所に勤務する官吏であつた者が引き続き都道府県の職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。

4 昭和二十六年三月三十一日において現に農事改良実験所の用に供していた国有財産及び国の所有に属する物品であつて農林大臣の指定するものは、当該農事改良実験所の所在地の属する都道府県に譲與するものとする。

5 改正前の自作農創設特別措置法第三條第一項又は第四十條の二第一項の規定により中央農地委員会が都府県別に定めた面積は、改正後の同法の相当規定に基き主務大臣が定めたものと



みなす。

6 改正前の自作農創設特別措置法第三條第三項（同法第四十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農地委員会が定めた面積は、改正後の同法の相当規定に基き定めたものとみなす。

7 この法律の施行の際現に漁港審議会の委員である者の任期は、第七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の農林省の項の公団の欄中

「肥料配給公団  
飼料配給公団  
食糧配給公団  
油糧砂糖配給公団」

を削る。



理由

農林省に置かれている審議会等の整理を行い、その組織を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



Bill for Partial Amendment to the Ministry of Construction Establishment Law etc. For Adjustment of Councils, etc.

法律第

号

審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部改正

第一條 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十條 第一項の表中測量審議会及び土木審議会を削り、同條第二項から第五項までを削り、同條第六項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第十九條の次に次の一條を加える。

第二十條 左の表の上欄に掲げる機関は、昭和二十七年三月三十一日まで本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

測量審議会

測量に関する重要事項を調査審議し、当該事項に



（建設業法の一部改正）

第二條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項及び第二十九條中「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会」の同意を得て、」を削る。

第三十二條中「又は第二十八條第一項（同條第四項において準用する場合を含む。）」を「。第二十八條第一項若しくは第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九條」に改める。

ついで関係行政庁に建議し、その他測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）に基く制限を行うこと。



第三十三條第一項中「建設大臣又は都道府県知事の行う処分に対するこの法律に規定する同意についての議決を行わせるとともに」を削る。

第三十七條第一項中「四年」を「六月」に改め、同條第二項に次の但書を加える。

但し、引き続いて二回以上再任されることはできない。

(建築士法の一部改正)

第三條 建築士法(昭和二十五年法律第二三二号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「三年」を「二年」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、既に建設審議会の委員である者に対する改正後の建築士法第三十七條第一項の規定の適用については、その任期は、この法律施行の日から起算する。



理 田

今回の審議会等の整理の一環として、建設省に置かれている審議会について、その廃止、委員の任期の短縮又は所掌事務の変更を行うために建設省設置法等の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



Bill for Partial Amendments to the  
Marine Transportation Law, etc.

海上運送法等の一部を改正する法律案



## 海上運送法等の一部を改正する法律

第一條 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二條 第三項を次のように改める。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行ふ船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

第二條 第四項を同條第六項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。)による定期航路事業をいい、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航



**CORRECTION**

THIS DOCUMENT  
HAS BEEN REPHOTOGRAPHED  
TO ASSURE LEGIBILITY



Bill for Partial Amendments to the  
Marine Transportation Law, etc.

海上運送法等の一部を改正する法律案



海上運送法等の一部を改正する法律

第一條 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二條 第三項を次のように改める。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行ふ船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

第二條 第四項を同條第六項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。)による定期航路事業をいい、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航



路事業をいう。

5 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

第二條第十二項の次に次の一項を加える。

13 この法律において「港湾関係業」とは、定期航路事業に直結して行う海上運送取扱業又は定

期航路事業のために船舶のけい留施設若しくは荷さばき施設を供給する事業をいい、「港湾

関係業者」とは、港湾関係業を営む者をいう。

第三條、第四條、第七條、第八條、第十七條及び第十八條中「定期航路事業」を「旅客定期航

路事業」に、第八條から第十六條まで、第十八條及び第十九條中「定期航路事業者」を「旅客定期

航路事業者」に改める。

第十九條の次に次の三條を加える。

(貨物定期航路事業の届出)



第十九條の二 貨物定期航路事業を営もうとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

2 貨物定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

(賃率表の公示等)

第十九條の三 貨物定期航路事業を営む者は、当該航路により貨物（石炭、ばら積の穀類その他大量輸送に適する貨物であつて省令で定めるものを除く。）を運送する場合には、賃率表を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならない。

(旅客船による貨物の運送についての準用)

第十九條の四 前條の規定は、旅客定期航路事業者が当該航路に就航する旅客船により手荷物



及び小荷物以外の貨物を運送する場合に準用する。

第二十條の次に次の一條を加える。

(対外定期航路事業)

第二十條の二、第三條から第十九條まで及び前條の規定は、本邦（本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいう。以下同じ。）の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行ふ定期航路事業（以下「対外定期航路事業」という。）については、適用しない。

- 2 対外定期航路事業を営む者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 対外定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。



第二十一條第一項中「定期航路事業者」を「定期航路事業を営む者（以下「定期航路事業者」という。）」に改める。

第二十六條中「運輸大臣は、」の下に「本邦の各港間の航海であつて、」を加える。

第二十八條第三号中「当該荷主に対し、」の下に「不公正又は不当に、」を加える。

第三十條第三号を削り、同條第二号の次に次の三号を加える。

三 虚偽の運賃請求書を作成し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他不公正な方法によつて、第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定により届け出た賃率表の運賃及び料金より高い金額又は低い金額で貨物を運送すること。

四 船舶運航事業者が加入を申し出た場合において、他の加盟者に比べ、加入の條件が不当に差別的であり、又は正当且つ合理的な理由がないのに加入を認めない明示又は黙示の貨



客の運送に関する結合、協定又は申し合わせに参加すること。

五 荷主若しくは港によつて、又は日本の輸出業者に対して外国の競争者に比べ、不当に差別的な運賃及び料金を設定し、その他不当な運賃及び料金を設定する明示又は黙示の貨客の運送に関する結合、協定又は申し合わせに参加すること。

第三十條の次に次の二條を加える。

(港湾関係業者についての準用)

第三十條の二 第二十八條(各号列記の部分を除く。)及び第二十九條の規定は、港湾関係業者が他の港湾関係業者とする港湾関係業に関する取扱条件に関する事項を内容とする協定等について準用する。但し、当該港湾関係業に関連する船舶運航事業を行う船舶運航事業者が他の船舶運航事業者と協定等を行わない場合には、この限りでない。

2 前條の規定は、港湾関係業者が前項の協定等をした場合について準用する。



(荷主の禁止行為)

第三十條の三 荷主は、定期航路事業者と通謀して、虚偽の運賃請求書を受領し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他著しく不公正な方法によつて、定期航路事業者が第十九條の三(第十九條の四において準用する場合を含む。)の規定により届け出た賃率表の運賃及び料金より低い金額で当該定期航路事業者に貨物を運送させてはならない。

第三十一條中「前條各号」を「第三十條各号(第三十條の二第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十二條中「船舶運営会」を「商船管理委員会」に、「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

第四十二條の二を次のように改める。



第四十二條の二 削除

第四十七條中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

第四十七條の二の次に次の二條を加える。

第四十七條の三 第三十條第三号の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十七條の四 第三十條の三の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八條第六号中「第二十九條」の下に「(第三十條の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十九條の二、第二十條の二第二項若しくは第三項、第二十三條又は第二十四條(第三十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽



の届出をした者

二 第十九條の三(第十九條の四において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

附則第二項中「二年」を「四年」に改める。

第二條 海上運送法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二年」を「二年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(他の法律の改正)

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。



第四條第一項第十五号の二中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

(経過規定)

3 この法律施行の際現に貨物定期航路事業又は旅客定期航路事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第十九條の二第一項及び第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による届出又は公示をすることを要しない。



## 理由

貨物定期航路事業につき届出、賃率表の設定、虚偽の賃率表の適用の禁止等の規制を加えるとともに、運輸大臣が船舶運航事業者に対し航海命令をすることができるときを本邦の各港間の航海に限定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



Bill for Partial Amendments to the  
Marine Transportation Law, etc.

海上運送法等の一部を改正する法律案



海上運送法等の一部を改正する法律

第一條 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二條 第三項を次のように改める。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

第二條 第四項を同條第六項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。)による定期航路事業をいい、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航



路事業をいう。

5 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

第二條第十二項の次に次の一項を加える。

13 この法律において「港湾関係業」とは、定期航路事業に直結して行う海上運送取扱業又は定

期航路事業のために船舶のけい留施設若しくは荷さばき施設を供給する事業をいい、「港湾関係業者」とは、港湾関係業を営む者をいう。

第三條、第四條、第七條、第八條、第十七條及び第十八條中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に、第八條から第十六條まで、第十八條及び第十九條中「定期航路事業者」を「旅客定期

航路事業者」に改める。

第十九條の次に次の三條を加える。

(貨物定期航路事業の届出)



第十九條の二 貨物定期航路事業を営もうとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

2 貨物定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

(賃率表の公示等)

第十九條の三 貨物定期航路事業を営む者は、当該航路により貨物（石炭、ばら積の穀類その他大量輸送に適する貨物であつて省令で定めるものを除く。）を運送する場合には、賃率表を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならない。

(旅客船による貨物の運送についての準用)

第十九條の四 前條の規定は、旅客定期航路事業者が当該航路に就航する旅客船により手荷物



及び小荷物以外の貨物を運送する場合に準用する。

第二十條の次に次の一條を加える。

(対外定期航路事業)

第二十條の二、第三條から第十九條まで及び前條の規定は、本邦（本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいう。以下同じ。）の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行ふ定期航路事業（以下「対外定期航路事業」という。）については、適用しない。

2 対外定期航路事業を営む者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

3 対外定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。



第二十一條第一項中「定期航路事業者」を「定期航路事業を営む者（以下「定期航路事業者」という。）」に改める。

第二十六條中「<sup>第一項</sup>運輸大臣は、」の下に「本邦の各港間の航海であつて、」を加える。

第二十八條第三号中「当該荷主に対し、」の下に「不公正又は不当に、」を加える。

第三十條第三号を削り、同條第二号の次に次の三号を加える。

三 虚偽の運賃請求書を作成し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他不公正な方法によつて、第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定により届け出た賃率表の運賃及び料金より高い金額又は低い金額で貨物を運送すること。

四 船舶運航事業者が加入を申し出た場合において、他の加盟者に比べ、加入の條件が不当に差別的であり、又は正当且つ合理的な理由がないのに加入を認めない明示又は黙示の貨



客の運送に関する結合、協定又は申し合わせに参加すること。

五 荷主若しくは港によつて、又は日本の輸出業者に対して外国の競争者に比べ、不当に差別的な運賃及び料金を設定し、その他不当な運賃及び料金を設定する明示又は黙示の貨客の運送に関する結合、協定又は申し合わせに参加すること。

第三十條の次に次の二條を加える。

(港湾関係業者についての準用)

第三十條の二 第二十八條(各号列記の部分を除く。)及び第二十九條の規定は、港湾関係業者が他の港湾関係業者とする港湾関係業に関する取扱条件に関する事項を内容とする協定等について準用する。但し、当該港湾関係業に関連する船舶運航事業を行う船舶運航事業者が他の船舶運航事業者と協定等を行わない場合には、この限りでない。

2 前條の規定は、港湾関係業者が前項の協定等をした場合について準用する。



(荷主の禁止行為)

第三十條の三 荷主は、定期航路事業者と通謀して、虚偽の運賃請求書を受領し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他著しく不公正な方法によつて、定期航路事業者が第十九條の三(第十九條の四において準用する場合を含む。)の規定により届け出た賃率表の運賃及び料金より低い金額で当該定期航路事業者に貨物を運送させてはならない。

第三十一條中「前條各号」を「第三十條各号(第三十條の二第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十二條中「船舶運営会」を「商船管理委員会」に、「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

第四十二條の二を次のように改める。



第四十二條の二 削除。

第四十七條中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

第四十七條の二の次に次の二條を加える。

第四十七條の三 第三十條第三号の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十七條の四 第三十條の三の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八條第六号中「第二十九條」の下に「(第三十條の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十九條の二、第二十條の二第二項若しくは第三項、第二十三條又は第二十四條(第三十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽



の届出をした者

二 第十九條の三(第十九條の四において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

附則第二項中「二年」を「四年」に改める。

第二條 海上運送法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二年」を「二年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(他の法律の改正)

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。



第四條第一項第十五号の二中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

(経過規定)

3 この法律施行の際現に貨物定期航路事業又は旅客定期航路事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第十九條の二第一項及び第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による届出又は公示をすることを要しない。



## 理由

貨物定期航路事業につき届出、賃率表の設定、虚偽の賃率表の適用の禁止等の規制を加えるとともに、運輸大臣が船舶運航事業者に対し航海命令をすることができるところを本邦の各港間の航海に限定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



Bill for Partial Amendments to the Economic  
Stabilization Board Establishment Law, etc.  
for Adjustment, etc. of Councils.

審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の  
一部を改正する法律案



審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律

(経済安定本部設置法の一部改正)

第一條 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次第三章中「第四款 価格調整公団(第三十二條)」を「第四款 附属機関(第三十二條)」に改める。

第五條第十六号を次のように改める。

十六 削除

第十五條第一項の表中

物資需給調整審議会	臨時物資需給調整法の規定により、総裁に対し、必要な報告及び建議をすること。
経済再建整備審議会	企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)及び金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
国民食糧及び栄養対策審議会	総裁の諮問に応じて、国民食糧の安定及び国民栄養の改善向上に関する重要事項を調査審議し、あわせて当該事項について総裁に建議すること。

を



物資需給調整審議会

臨時物資需給調整法の規定により、總裁に対し、必要な報告及び建議をすること。

国民所得調査連絡協議会

国民所得の調査方法及び資料に関し、関係各行政機関及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、總裁に対し、建議すること。

に、

国民所得調査連絡協議会	国民所得の調査方法及び資料に関し、関係各行政機関及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、總裁に対し、建議すること。
河川総合開発調査協議会	重要河川の総合開発の計画の立案に関し、関係各行政機関及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、總裁に対し、建議すること。

を

第二十四條第六号を次のように改める。

六 削除

第三章第一節第四款を次のように改める。

第四款 附属機関



(米価審議会)

第三十二條 物価庁の附属機関として、米価審議会を置く。

2 米価審議会は、物価庁長官及び農林大臣の諮問に応じて、米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議する。

3 米価審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

(企業再建整備法の一部改正)

第二條 企業再建整備法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 経済再建整備審議会」を「第六章 削除」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 削除



第四十四條から第四十六條まで 削除

(企業再建整備法の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 企業再建整備法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項の改正規定を削る。

(金融機関再建整備法の一部改正)

第四條 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項を削る。

第七條第二項中「経済再建整備審議会の議を経て」を削る。

第四十一條第一項及び第二項中「経済再建整備審議会の議を経て、」を削る。

第四十七條第一項中「経済再建整備審議会は、主務大臣の認可を受け、」を「主務大臣は、」に改



め、同條第二項を削る。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

第五十條第三項中「經濟再建整備審議會の議を経て、」を削る。

第六十一條の二を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一經濟安定本部の項公団の欄中「価格調整公団」を削る。



## 理由

経済再建整備審議会、国民食糧及び栄養対策審議会並びに河川総合開発調査協議会を廃止し、米価審議会を設置し、並びに公団に関する規定を整理し、あわせて関係法律に所要の改正を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



審議会の整理等のための通商産業省設置法等の  
一部を改正する法律案

Law for Partial Amendment to the Ministry of  
International Trade and Industry Establishment  
Law, etc. for the Adjustment, etc. of Councils







第九條第一項第五号中「貿易公団及び」を削り、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 通商産業省の所掌に係る物資で連合軍の需要するものの生産の促進に関する事

第九條第一項第八号を次のように改める。

八 連合軍に対する役務の提供及び物資の供給に関する事。(特別調達庁の所掌に係る事

とを除く。)

第十條中第六号から第八号の二までを削り、第九号を第六号とする。

第二十二條第一項の表中參與會議、輸出協議會、指定纖維資材及び衣料品販売業者

登録諮問審議會、指定生産資材割当基準審議會及び商品取引所取引紛争審査會の部

を削り、「商品取引所審議會」關係各大臣の諮問に應じ、商品取引所に関する重要

事項を調査審議すること。

「商品取引所審議會」關係各大臣の諮問に應じ、商品取引所に関する重要事項

を調査審議すること。



産業合理化審議会

電気自動車充電技術

者資格検定審議会

工業生産技術審議会

高圧ガス保安審議会

産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。

電気自動車の充電技術者の資格の検定を行い、及びその

資格に関する事項を調査審議すること。

機械工業及び化学工業における生産技術の向上及び製品の

品質の改善に関する事項を調査審議すること。

高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関

する重要事項を調査審議すること。

に改める。

第二十五條第三項を次のように改め、同條第五項中「及び第三項」を削る。

3 石炭の生産その他石炭鉱業に関しては、第一項の規定にかかわらず、福島県は、東京通商産

業局の管轄区域とする。但し、鉱業権の設定、変更（試掘権の存続期間の延長を含む。）及び消

滅並びに鉱業権並びにこれを目的とする租鉱権及び抵当権に関する登録については、この限り

でない。



第三十一條中「第二十五号」を「第二十四号」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第四十一條第一項の表中

「鉱害対策審議会

「鉱害復旧の方針、工事計画等に関する重要事項を調査審議すること。」

を

「石炭鉱害地復旧対策審議会

通商産業大臣の諮問に応じ、石炭鉱害地の復旧に関する事項を調査審議すること。

に

地下資源開発審議会

電気事業主任技術者資格検

定審議会

地下資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。  
電気事業主任技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。

改め、炭田探査審議会、重要鉱物審議会及び石油資源開発促進審議会の部を削る。

第五十二條第一項の表中

「日本工業標準調査会

「関係各大臣の諮問に応じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」

を

「日本工業標準調査会

「関係各大臣の諮問に応じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」

に改め、工業技術運営審議



熱管理士試験委員

熱管理士試験に関する事務をつかさどる

こと。

会及び地熱開発技術審議会の部を削る。

「特許補償審査会

特許権の收用等による補償並びに

外国人の有する工業所有権の実施

に対する報酬及び補償金の額を議

決すること。

第六十三條第一項の表中

特許権存続期間延長審査会

特許権の存続期間の延長の出願を

審査すること。

「特許補償等審査会

特許権の收用等による補償金等の額を議決し、及び特許

を

工業所有権制度改正審議会

権の存続期間の延長の出願を審査すること。工業所有権制度の改正に関

する重要事項を調査審議すること。

改める。



この第五章を削る。

(工業技術庁設置法の改正)

第二條 工業技術庁設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四條中「工業技術運営審議会、」を削る。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第六條第五項中「二十人」を「四十人」に改め、同條第七項及び第八項をそれぞれ第八項及び第九項とし、同條第六項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(鉱山保安法の改正)



第三條 鉾山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十條及び第四十八條第二項中「委嘱する」を「任命する」に改める。  
第四十一條第一項中「三年」を「二年」に改める。

(臨時鉄くず資源回收法の改正)

第四條 臨時鉄くず資源回收法(昭和二十四年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「くず化物件審議会にはかつて決定しなればならない。」を「決定をしなればならない。」に改める。

第五條中「くず化物件審議会に出席して、」を削る。

第七條第一項中「第四條第二項及び第十二條第四項に規定するものの外、」を削る。

第九條第二項中「委嘱する。」を「任命する。」に改める。



第十二條第四項中「審議会の意見を聽いて」を削る。

(工業標準化法の改正)

第五條 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「二百五十人」を「二百四十人」に、同條第二項中「委嘱する。」を「任命する。」に改める。

第七條第三項中「委嘱する。」を「任命する。」に改める。

(輸出信用保険法の改正)

第六條 輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項を次のように改める。

2 審議會は、通商産業大臣の諮問に依り、輸出信用保険に関する重要事項を調査審議する。

第九條第一項を次のように改める。



二十学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、六箇月とする。但し、一回に限  
り、再任を妨げない。

(商品取引所法の改正)

第七條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 仲介(第二百二十六條―第三百三十四條)

第十四章 商品取引所取引紛争審査会(第三百三十五條・第三百三十六條)」を

「第十三章及び第十四章 削除」に改める。

第二十四條第一項第五号中「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條第二項」を「又は第二百一  
十三條」に改める。

第二百一十一條第一項第一号中「、第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第

百二十四條」に改める。

第十三章及び第十四章を次のように改める。



第十三章及び第十四章 削除

第二百二十六條から第三百三十六條まで 削除

第三百三十八條を次のように改める。

第三百三十八條 削除

第四百四十六條中「、第二百二十五條及び第三百三十二條第二項」を「及び第二百二十五條」に改め、「又は第二百二十八條第三項第一号若しくは第二号」を削る。

第五百五十一條第一項中「、第二百二十五條又は第三百三十二條第二項」を「及び第二百二十五條」に改め、「又は第二百二十八條第一項の規定による仲介若しくは同條第三項の規定による処分」及び「若しくは第二百二十八條第三項第三号、第四項若しくは第五項」を削る。

第六百六十一條第四号中「第二百二十條第一項若しくは第二項又は第二百二十八條第五項」を「第二百二十條第一項又は第二項」に改める。



第六十六條第一号中、「第二百五條又は第三百二十二條第二項」を「及び第二百二十五條」に改め、「又は第二百二十八條第三項第一号」を削り、同條第二号中、「第二百五條又は第三百二十二條第二項」を「及び第二百二十五條」に改め、「又は第二百二十八條第三項第二号」を削り、同條第三号を削る。

(連合国人工業所有権戦後措置令の改正)

第八條 連合国人工業所有権戦後措置令(昭和二十四年政令第三百九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「特許補償審査会」を「特許補償等審査会」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。







理由

通商産業省に置かれている審議会等の整理を行い、その組織を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



審議会の整理等のための通商産業省設置法等の  
一部を改正する法律案



審議會の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律

(通商産業省設置法の改正)

第一條 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二二號)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 公団(第六十七條)」を削る。

第四條第一項第二十二號中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第二十三號中

「及びその生産、出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること」を削り、同項第二十四號及び

第二十五號を次のように改める。

二十四 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の生産、譲渡若しくは引渡を命じ、又はこ

れらの行為を制限し、若しくは禁止すること。

二十五 削除



第九條第一項第五号中「貿易公団及び」を削り、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 通商産業省の所掌に係る物資で連合軍の需要するものの生産の促進に関する事

第九條第一項第八号を次のように改める。

八 連合軍に対する役務の提供及び物資の供給に関する事。(特別調達庁の所掌に係ることを除く。)

第十條中第六号から第八号の二までを削り、第九号を第六号とする。

第二十二條第一項の表中參與會議、輸出協議會、指定纖維資材及び衣料品販売業者

登録諮問審議會、指定生産資材割当基準審議會及び商品取引所取引紛争審査會の部

を削り、「商品取引所審議會」關係各大臣の諮問に應じ、商品取引所に関する重要

事項を調査審議すること。

「商品取引所審議會」關係各大臣の諮問に應じ、商品取引所に関する重要事項

を調査審議すること。



産業合理化審議会

電気自動車充電技術

者資格検定審議会

工業生産技術審議会

産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。

電気自動車の充電技術者の資格の検定を行い、及びその

資格に関する事項を調査審議すること。

に改める。

機械工業及び化学工業における生産技術の向上及び製品

の品質の改善に関する事項を調査審議すること。

高圧ガス保安審議会

高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関

する重要事項を調査審議すること。

第二十五條第三項を次のように改め、同條第五項中「及び第三項」を削る。

3

石炭の生産その他石炭鉱業に関しては、第一項の規定にかかわらず、福島県は、東京通商産

業局の管轄区域とする。但し、鉱業権の設定、変更（試掘権の存続期間の延長を含む。）及び消

滅並びに鉱業権並びにこれを目的とする租鉱権及び抵当権に関する登録については、この限り

でない。



第三十一條中「第二十五号」を「第二十四号」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

四

第四十一條第一項の表中

「鉱害対策審議会

「鉱害復旧の方針、工事計画等に関する重要事項を調査審議すること。」

を

「石炭鉱害地復旧対策審議会

通商産業大臣の諮問に応じ、石炭鉱害地の復旧に関する事項を調査審議すること。

地下資源開発審議会

地下資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。

に

電気事業主任技術者資格検

電気事業主任技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。」

定審議会

改め、炭田探査審議会、重要鉱物審議会及び石油資源開発促進審議会の部を削る。

第五十二條第一項の表中

「日本工業標準調査会

「関係各大臣の諮問に応じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」

を

「日本工業標準調査会

「関係各大臣の諮問に応じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」

に改め、工業技術運営審議



熱管理士試験委員

熱管理士試験に関する事務をつかさどる

こと。

会及び地熱開発技術審議会の一部を削る。

「特許補償審査会

特許権の收用等による補償並びに

第六十三條第一項の表中

特許権存続期間延長審査会

外国人の有する工業所有権の実施  
に対する報酬及び補償金の額を議  
決すること。

特許権の存続期間の延長の出願を  
審査すること。

「特許補償等審査会

特許権の收用等による補償金等の額を議決し、及び特許

を

工業所有権制度改正審議会

権の存続期間の延長の出願を審査すること。  
通商産業大臣の諮問に応じ、工業所有権制度の改正に関  
する重要事項を調査審議すること。

改める。



第五章を削る。

(工業技術庁設置法の改正)

第二條 工業技術庁設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四條中「工業技術運営審議会、」を削る。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第六條第五項中「二十人」を「四十人」に改め、同條第七項及び第八項をそれぞれ第八項及び第九項とし、同條第六項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(鉱山保安法の改正)



第三條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十條及び第四十八條第二項中「委嘱する」を「任命する」に改める。

第四十一條第一項中「三年」を「二年」に改める。

(臨時鉄くず資源回收法の改正)

第四條 臨時鉄くず資源回收法(昭和二十四年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「くず化物件審議会にはかつて決定しなければならない。」を「決定をしなければならない。」に改める。

第五條中「くず化物件審議会に出席して、」を削る。

第七條第一項中「第四條第二項及び第十二條第四項に規定するものの外、」を削る。

第九條第二項中「委嘱する。」を「任命する。」に改める。



第十二條第四項中「審議会の意見を聽いて」を削る。

(工業標準化法の改正)

第五條 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「二百五十人」を「二百四十人」に、同條第二項中「委嘱する。」を「任命する。」に改める。

第七條第三項中「委嘱する。」を「任命する。」に改める。

(輸出信用保険法の改正)

第六條 輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項を次のように改める。

2 審議會は、通商産業大臣の諮問に依り、輸出信用保険に関する重要事項を調査審議する。

第九條第一項を次のように改める。



二十学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、六箇月とする。但し、一回に限り、再任を妨げない。

(商品取引所法の改正)

第七條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 仲介(第二百二十六條―第三百三十四條)

第十四章

商品取引所取引紛争審査会(第三百三十五條・第三百三十六條)」を

「第十三章及び第十四章 削除」に改める。

第二十四條第一項第五号中「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條第一項」を「又は第二百二十三條」に改める。

第二百一十一條第一項第一号中「、第二百二十四條若しくは第三百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十四條」に改める。

第十三章及び第十四章を次のように改める。



## 第十三章及び第十四章 削除

第二百二十六條から第三百三十六條まで 削除

第三百三十八條を次のように改める。

第三百三十八條 削除

第四百四十六條中「、第二百二十五條及び第三百三十二條第二項」を「及び第二百二十五條」に改め、「又は第二百二十八條第三項第一号若しくは第二号」を削る。

第五百一十一條第一項中「、第二百二十五條又は第三百三十二條第二項」を「及び第二百二十五條」に改め、「又は第二百二十八條第一項の規定による仲介若しくは同條第三項の規定による処分」及び「若しくは第二百二十八條第三項第三号、第四項若しくは第五項」を削る。

第六百六十一條第四号中「第二百二十條第一項若しくは第二項又は第二百二十八條第五項」を「第二百二十條第一項又は第二項」に改める。



第六十六條第一号中「、第二百二十五條又は第三百三十二條第二項」を「及び第二百二十五條」に改め、「又は第二百二十八條第三項第一号」を削り、同條第二号中「、第二百二十五條又は第三百三十二條第二項」を「及び第二百二十五條」に改め、「又は第二百二十八條第三項第二号」を削り、同條第三号を削る。

(連合国人工業所有権戦後措置令の改正)

第八條 連合国人工業所有権戦後措置令(昭和二十四年政令第三百九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「特許補償審査会」を「特許補償等審査会」に改める。

#### 附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。







理由

通商産業省に置かれている審議会等の整理を行い、その組織を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



Bill for Partial Amendments to Telegraph  
and Telephone Charges Law

電信電話料金法の一部を改正する法律案



電信電話料金法の一部を改正する法律

電信電話料金法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表一の電信に関する料金、第一類 電報に関する料金、第一 電報料の十を次のように改め

る。

十、気象通知電報

(月額)

料金	符号	七十四円	五十円
(一) 気象特報	符	七十四円	五十円
(二) 気象警報	文	五十円	五十円

同表、第三類中「外国電報」を「国際電報」に、「対外放送電報」を「発信」に、「外国放送電報」を

「受信」に、「四千二百円」を「一万五千円」に、「六千三百円」を「四万六千円」に、「三千五百円」を



「三万三千円」に、「八千円」を「一万八千円」に、「二万二千円」を「四万八千円」に、「六千七百円」を「四万一千円」に、「七千二百円」を「一万二千円」に、「八千八百円」を「二万二千円」に、「九千円」を「一万九千円」に改める。

別表二 電話に関する料金、第一類 加入電話に関する料金、第二 電話使用料の一中「度数料金制施行局」を「度数料金制による場合」に、「共同加入」を「共同加入(二の共同に限る。)」に改める。

同表、同類、第二 電話使用料の二中「均一料金制施行局」を「均一料金制による場合」に改め、共同加入の部を次のように改める。

共同加入	七百円
三級局	四百二十円



四級局

三百六十円

六百元

廿八円

共同五級局

三百円

五百二十円

九円

單越六級局

二百六十円

四百四十円

三十四円

七級局

二百二十円

二百六十円

十円

普三又は四の共同入

縦百×十ハキマツコト (尺 應) (尺 應)  
一 町入リノモリ 関野重福縣 井 宇 田 事 務 用

同表、同三級局三 照付對出料の一々夫の五百六十円、十六百元、二十四円

四級局

三百四円

五百四十四円

五級局

三百六十円

四百四十円

六級局

二百二十円

三百六十円

七級局

百八十円

三百四十円

五以上の共同

五百円



同表、同類、第三 附加使用料の一を次のように改める。

一 普通加入区域外加入

一加入につき関係電話線住宅用(月額) 事務用(月額)

(一) 特別加入区域内

単独加入

共同加入

二の共同

三級局 共同

三百円

五百円

四級局

二百五十円

四百二十円

五級局

二百二十円

三百六十円

六級局

百八十円

三百四十円

七級局

百五十円

二百五十円

六百円

二百二十円

三百六十円

二百六十円

十八円四十

三十円

三百円

五百二十円

二百六十円

十円

十八円



三又は四の共同

七円

十二円

五以上の共同

五円

九円

(二) 加入区域外

単独加入

二十四円

四十円

共同加入

二の共同

十四円

二十四円

三又は四の共同

十円

十八円

五以上の共同

七円

十二円

他局の加入区域内にあるものに対する加算額

(月額)

電話使用料(自動式局における度数料金制による加入については、自動接続市外通話方式による市外通話料を含む。)と同額

同表、同類、第三 附加使用料、二 増設機械の(六)を次のように改める。

(六) 二箇以上の加入回線又は甲種増設電話機の回線に共通に接続する電話機に対する加算額



局設備維持

二回線に共通に接続する場合

四十八円  
八十円

三回線に共通に接続する場合

五十八円  
九十六円

四回線に共通に接続する場合

六十七円  
百十二円

同表、同類、第三 附加使用料、二 増設機械の(六)の次に次のように加える。

実費  
実費

(七) 転換器

同表、同類、第三 附加使用料の五の次に次のように加える。

六 移動電話機装置

住宅用  
事務用  
(月額) (月額)

電話機に対する加算額

一箇ごとに

二十四円  
四十円

電話機を接続するための装置

一箇所ごとに

三十円  
五十円

同表、同類の第四を次のように改める。



第四 電話線設備料

一 特別加入区域内

單獨加入

共同加入

共同加入

第十一 第三又は四の共同する料金

同表 五以上の共同夫の夫のよりの

三 加入区域外式 共同加入の二を附する。

二 加入区域外式 共同加入の二を附する。

共同加入の共同

二の共同の共同

市内専用 一加入につき関係電話線  
路百メートルまでごとに

実費

四百八十四

千四百四十円

実費

八百六十円

六百四十円

四百三十円

千九百二十円

五百六十円

千五百五十円